

1. 令和2年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和2年3月11日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

川 尻 成 丈

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
主 任

岩 田 亨 一

議会事務局
議会総務課
課 長 補 佐

竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。いよいよ今任期最後の一般質問の日となりました。皆様方には大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 森喜人君、8番 田代はつ江君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えくださいますようお願いいたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） おはようございます。それでは、先ほど議長からお話がありましたように、今期最後の一般質問ということになりまして、大変感慨深いものがございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、移住・定住関係と、令和2年度の郡上市施政方針の中の地域振興関係、2点について質問をいたします。

まず、定住関係の空き家についてであります。郡上市は、先般、山川議員の質問でも紹介されましたとおり、住みよさランキングということで全国でも上位にランクされておるということで、大変うれしいといえますか、調査が正確であれば本当にありがたいことであると。全国、地方が人口が減り、そして国がいろいろ手を打っても、なかなか地方創生がうまく回らないという中で、非常に郡上市は地理的にもいいところにあるのかもしれませんが、大変ありがたいことだとい

うふうに思っております。そして、移住者を迎えるに当たって、空き家というのは、これは一つの財産と言うと語弊があるかもしれませんが、使いようによっては非常に有益なものであるというふうに思っております。

そこで、昨年、私の一般質問の中で農地の所有権の緩和についてという質問をいたしました、早速、ことし1月の農業委員会で、空き家の増加とともに不在地主による遊休農地の増加が見込まれることから、農地の有効活用を図るとともに地域の活性化を図るため、空き家の購入等に対することに限り、その附属する農地の下限面積が1平米となり、この3月1日より適用がされるようになったというような発表がございました。早い対応をいただきまして、今後の展開がスムーズに行くのではないかとというふうに期待をしておるところでございます。

そこで、現在、空き家の件数というのはどのぐらいを把握してみえるのかと、その中で農地付きの空き家というのはどういうふうな状態にあるのかということについて、お伺いをいたしたいと思います。

また、移住対策として空き家の活用について、いろいろ各種の施策や補助制度が郡上市にはありますけれども、どのような形でこの周知をしているのかということについてもお伺いをします。

そして、空き家の利用により域内の人口増など、空き家のまた改修等が行われることにより地元で仕事が生まれ、地域の活性化の促進が期待されるということであろうかと思いますが、これまでにどの程度の活用といたしますか、事例があったのか、お伺いをいたします。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えいたします。

農地付きの空き家につきましては、農林水産部長のほうから答えさせていただきます。

まず最初に、空き家の件数についてでございますけど、平成28年度に自治会等の協力を得て行いました空き家等実態調査がございますので、その調査結果で把握をしました件数等について申し上げます。この調査による空き家の件数は762件でした。内訳としましては、重複を含みますが、利活用可能な空き家の件数が578件と最も多くて、続いて危険な状態の空き家が128件で、著しく景観を損なっている状態の空き家が77件、防犯上問題のある空き家が41件、衛生上有害となるおそれのある状態の空き家が15件となっております、特に八幡地域におきましては、利活用可能な空き家が多く存在しているという結果が出ております。

そこで、市では活用できる空き家を移住対策の資源として捉えて、主に3つの方法で施策を展開しております。

1つ目が空き家バンクです。市のホームページに空き家情報を公開することで活用できる空き家

を周知できますし、移住を希望される方にとっては、不動産屋とのつながりがない場合でも空き家を見つけやすいというメリットがあると思っています。

2つ目は、補助金による支援になります。空き家に関する補助金の制度が3つございますので、このことにつきましては後で紹介いたします。

3つ目は、郡上八幡産業振興公社の事業部でありますチームまちやと、それから和良町を拠点とした和良おこし協議会の活動になります。チームまちやは、空き家の借り受け、改修、所有者と入居希望者のマッチングなどの事業を行っておりまして、平成27年度の事業開始から30年度までに26件の活用実績を上げています。和良おこし協議会は、非常に熱心に空き家の情報収集、情報発信等を行って見えまして、空き家バンクの登録はこれまでに21件、入居件数も13件ございました。

これら空き家バンクや補助金の周知には、商工観光部商工課作成のリーフレットに移住に関する補助制度も掲載をして、東京、それから名古屋、大阪の移住相談の拠点等に配架をすることで情報発信を行っております。また、広報郡上や市のホームページへの掲載とか、それから郡上・ふるさと定住機構のホームページへの掲載、それから移住相談に来られたに対して定住機構の相談員からも補助金の制度等について話をさせていただいております。それから、移住に関する情報誌で取り上げていただくということや、最近では不動産会社等もこういった施策について御理解くださって、空き家バンクへの登録や補助制度についてもお話をさせていただいております。それから、空き家バンクは平成21年度から登録・公開を行っておりまして、ことし2月末時点で公開している空き家は23件となっております。

次に、3つある補助金についてですが、まず1つ目として、空き家の改修を支援する空き家等活用改修費補助金という制度を設けております。これは空き家改修に係る経費の3分の1、上限30万円ですが、を補助するもので、過去3年の活用実績は、28年度2件、29年度11件、30年度8件となっております。今年度は2月末で6件となっております。

2つ目の補助金は、空き家の家財道具の処分を支援する空き家家財道具等処分費補助金です。これは空き家にある家具などの処分費等に係る経費の2分の1、上限10万円を補助するもので、活用実績は28年度4件、29年度5件、30年度6件となっております。今年度は2月末で6件となっております。なお、この補助金は、空き家バンクへの登録がないと補助金の申請はできない仕組みにしています。

3つ目の補助金ですが、これは空き家等活用地域振興補助金です。これは自治会や地域づくり団体のみが活用できるものでございまして、空き家改修に係る経費の、これは10分の10、上限300万円を補助するものです。過去3年の活用実績は、28年度が3件、29年度1件、30年度2件となっております。今年度は活用がありませんでしたが、次年度、令和2年度は活用したいという相談は既に入っております。和良おこし協議会は、この補助金を活用されて、合計5件の空き家を改修され

ています。これまでに家賃収入等として得た420万円ほど積み立てておられまして、今後、新たな空き家の改修費に生かすということとしております。

これら補助制度を活用した移住者がふえておりまして、庁内各部の移住に資する補助金等の制度の活用と、それから郡上・ふるさと定住機構を介しての移住者の数というのは、移住の取り組みを開始した平成20年度から数えて平成30年度までに336世帯、548人に上りました。また、地域経済の活性化の観点では、空き家の改修補助があることで、市内の工務店などで改修施工を依頼される方もあると思っております。このことから、当然、市内における経済循環にもつながっていると考えています。

空き家の活用とは異なりますが、三世代同居等支援住宅補助金という制度もございまして、この制度では、市外の事業者での施工の場合に補助額を半額にしております、このことから市内の事業者の活用促進にもつながっているというふうに思っています。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 私のほうは、農地つき空き家の件数ということでございますが、基本的には空き家バンク登録の中で先ほど市長公室付部長が申した件数から八幡市街地を除いたところの大多数が農地つきの空き家であろうというふうに推測はしております。

ただし、こちらにつきましては、あくまで御本人が空き家に付随する農地指定申請書を本人申請で、ここは空き家バンクに登録しとるし、自分の農地を登録してほしいという形で御申請をいただいて、それに従って農業委員会で現状を把握した上で空き家に付随する農地指定書というのを発行しますので、現時点でこちらから自動的に空き家つき農地の件数は何件ということは確定をしておりませんので、よろしく御理解をお願いいたします。

（18番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。農林水産部長の答弁の中で、申請がなければわからないというようなことでありますが、全くそのとおりであろうというふうに思いますので、もともと農地はある程度の馬柵をクリアしないと、所有権が移らないというものでありましたので、そうだというふうに思いますけれども、今回のこの要件の適用によって農地を取得できる人たちがふえてくると、そしてそこで、業として間に合うか、間に合わんかは別として、農業をやりながら、そういう田舎暮らしといいますか、自分の楽しい生活ができるというようなことで、移り住んでくる人がかなり期待できるのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、制度を柔軟に利用いただいて、これが人口の増加と、それから地域の活性に資するということになれば、非常にいいことだなということですので、よろしくお願いをいたします。

そこで、この空き家に付随した農地を取得された、そこは農家というふうになるのか、どういう扱いになるのかなということを思います。

そして、その取得された農地ですけれども、農地は面積によっても、それは扱いが違うかもしれませんが、一応、今までも農地として台帳に載り、そしてそういう馬柵の中で利用されていたというふうに思うわけですが、ここで所有者が変更するわけですが、ただ、そういう中で今までどおりの扱いになるのか、また移住者に対しては別の要綱をつくるのか、そこら辺はどういう方針でみえるかということについて、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、まず取得された方が農家としての扱いがどうなるかという、まず1点目の御質問ですが、農家というのは基本的には統計用語ということで、法律用語ではなく、統計上は経営耕地面積が1反以上の農業を営むところ、もしくは農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯ということになりますので、統計上の農家の扱いにはなりません。ただし、農業委員会の中では、農地所有者、農地台帳を踏まえておりますので、その中で取得された方は農地の所有者という形の扱いになります。

こちらにつきましては、以前、農家台帳という形を整備しておりましたが、これは農業委員会等を選ぶ際に公職選挙法に準じて行うということから、いわゆる選挙人台帳的な形として農家台帳があったということですが、現在は法改正によって農業委員会等の選任は推薦、公募による議会の同意で市長が選任するという形に改められておりますので、農家台帳というものは公式なものはないということです。取得された方はあくまで農地の所有者という形の扱いになります。

その後、農地につきましては、先ほども繰り返しておりますが、空き家つき、付随する農地の所有者があくまでこれは空き家に付随する農地としてしてほしいという形で申請を受けて、農業委員会で確認をして、ああ、これは間違いのない、空き家つきの農地であるという場合は、その時点の所有者の方に通知書を送ると。実際、新たに移住された方が農地を取得する際に、その通知書をつけて3条として農業委員会に申請をしていただきますので、3条許可を出してから所有権が移動されれば、自動的に農地台帳の中の所有者として移住者の方が表記されるということにはなっておりません。

ただ、少し言葉遊びがありますが、当然その方もですね、移住の中には全く都会から来られる方も、ケースもありますし、逆に、現在、農林水産部で進めているような新規就農者の移住ということも当然これは考えられますので、その中でしっかりその方が家庭菜園程度で農業経営をされるのか、最初は親しみながら本格的に農業をやりたいということであれば、当然、農業の担い手、農家というような考え方の中で御相談しながら、一つの担い手として育てていければというふうには考えております。

あとは、そうした農家、先ほど言った空き家つき農地につきましては、繰り返しになりますが、あくまで申請されたものに応じて、農地台帳の中で特別農地という扱いの中で、これは空き家に付随する農地だという形で管理台帳をつくりますので、実際、所有権移転がなされたときに、その農地は特別管理台帳からは消えていくということになりますし、例外的にいわゆる空き家を賃借する、農地も賃借したいというケースは想定しておりますので、例えば一旦借りたけども、また賃借を解除するケースの場合は、また改めて空き家の方が農地として申請をしていただくという形の管理の仕方になりますので、法で義務づけられたところはございますが、その上で農業委員会、農林水産部としては、できるだけ移住を促進する観点から、弾力的な運用はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） いろんなケースがあるので、一口でこうであるという答弁はできないかもしれませんが、やはり農地あるいは家そのものを売却する、その条件というのはいろいろありまして、全く使わずにおった空き家を売る場合、また、自分がよそへ行くので財産を処分する、その相手方として移住者が来るというようなケースもありますが、いずれにしても来た人が地域の人たちとコミュニケーションをとって、そこになじんでいていただくには、やはり以前に住んでみえた人のそういうものも継承していただくというような形の中で来てもらおうと、非常に地域の運営がよくいくんではないかというふうに思われますので、そこら辺のところを臨機応変にやはり対処していただきたいというふうに思いますので、また、ケース、ケースによって御相談をさせてもらおうということで柔軟な対応をお願いしておきます。

それでは、次に東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ周辺における防災物流拠点等としての適地可能性の調査についてということで、この件につきましては、先日、同僚の尾村議員からも質問がありましたので、重複するところがあるかもしれませんが、自分なりの視点で質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

御承知のとおりであろうかと思えますけれども、東海北陸自動車道は昭和47年に着工されて、平成20年の全通でありました。太平洋側と日本海側が直結され、中部内陸地帯の開発と発展のみならず、東海・北陸両地方の一体的発展に必要な社会基盤として大きな効果が期待されると。そして災害時には緊急輸送道路や代替え迂回路として機能する重要な道路というふうに言われております。

白鳥インターは平成11年に開通をいたしました。インター周辺の利用ということについては、今までも商業集積施設であるとか物流施設などの構想はありましたけども、実現はいたしておりま

せん。今回、この白鳥振興事務所長の提案により調査が行われることになり、期待をしておるところであります。

特に、今回につきましては災害時の対応というような面もありまして、この説明におきましては、白鳥インターチェンジ周辺は東海北陸道と中部縦貫道の結節点であり、今後の高速道路ネットワーク整備による各地とのつながりを含め、非常に重要な場所であると。でありますので、来年度事業の中で、白鳥インターチェンジ周辺における防災物流拠点構想という形で提案がされたということでもあります。今、東北の震災以来、防災ということについては、国を挙げてやはり人の命を中心に守っていかなければならないということで、非常に全国的にこのことについては配慮をされておるということであると思いますので、今度は、事によっては期待できるのではないかというふうに思っております。

そこで、1番目に、所長枠ということで特別に新たな予算化した経緯について、また、防災物流拠点として可能性を検討するということではありますが、2カ年の調査がされるというふうな計画でありますので、どのような内容を想定されておるのかということについて、また、2年間にわたって調査したことをどのような形で地域振興に生かしていくのかと、また、施設を整備するのであるとしたら、そういう事業主等はどのような形を想定されているかということについて、簡単に説明をいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えいたします。

最初に、所長枠の特別分として新たに予算計上した経緯についてお答えいたします。現在、地域活性化の分野におきまして、郡上市を取り巻く環境としては、国が進めております地方創生のほか、ハード面では中部縦貫自動車道の整備を初め、北陸新幹線の延伸、そしてリニア中央新幹線の整備などによりまして、道路や鉄道ネットワークの拡充が見込まれています。こうした環境変化に地域として素早く対応するため、令和2年度より、これまでの地域振興事業、これは所長枠として各地域230万円で行いますソフト事業でございますが、これに加えて、新たに各振興事務所長発案による事業を展開するということにしました。

この事業は、従来の所長枠を超える事業展開が必要となった場合に、予算編成時に個別ヒアリングを実施した上で、特に必要と認められる場合に限って、所長枠の特別分として事業の実施を可能にしたというものでございます。

今回、令和2年度予算に計上しました白鳥振興事務所提案の所長枠特別分につきましては、白鳥インターチェンジ周辺における道路結節点としての優位性を生かして、防災物流拠点としての可能性を調査するというものでございます。将来的には高速交通ネットワークを最大限に活用して、地域への経済的なインパクトを含めて多くの効果が期待できるということがございますので、市とし

でも重点的な取り組みとして進めるべきという判断をしたものでございます。

次に、調査の内容でございますが、白鳥振興事務所が当初予算として計上するに当たりまして検討した内容では、白鳥インターチェンジ周辺を通過する大型貨物の通行量などから、物流の規模や地域間のネットワークを把握するといったこと、それから南海トラフ地震といったような大きな災害が発生した場合に、支援先の時間、距離といったものがどのように変化をするのかというようなことの試算を行うこととしています。あと、東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道、それから東海環状自動車道の沿線に拠点を構えるトラックの運送事業者に対して、利用条件や利用方法といったことの聞き取り調査を行って、防災物流拠点の施設が稼働した場合の意向も把握をしていきたいと思っています。さらに、物流企業についてもアンケート調査を行っていく予定です。

こうした調査を通して防災物流拠点としてのコンセプトを固め、構想を策定するとともに、調査結果により試算した事業量により整備可能な規模というものも導き出していきたいというふうに考えています。

それから、最後にこの調査の生かし方でございますが——それと事業主体ですね、についてですが、東海北陸自動車道の4車線化の延伸、それから中部縦貫自動車道の整備による北陸自動車道との接続、それから東海環状自動車道西回りルート等、アクセスルートというか、こういった整備が促進されますので、中部地方と北陸地方の主要な都市を短時間で結ぶ、その中心地となる白鳥インターチェンジ周辺は、物流中継地点として最適地になるということだけではなくて、地域経済への波及効果も期待できるということです。

本事業は、防災物流拠点構想として策定するものではありませんが、防災面だけではなくて、白鳥地域、郡上市の北部エリアも当然含みますが、この方面へのアクセス向上を交流人口につなげていくといったことや、地域住民の安心安全といったことにも生かしていくということについても新たな方策を盛り込んでいく、そうした生かし方も考えております。

あと、施設を整備する場合の主体ですが、現時点では未定でございますけれども、この調査の結果については、国とか、それから県に対して説得力のあるデータとして提供していきたいということを考えております。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 具体的にどういうことをあそこで展開できるのかなというのは、今の段階ではイメージがなかなか湧きにくいということでありましてけれども、調査を進めていただいて、また有効な方法でこの土地の有効活用といいますか、経済的に非常に意味のある活用ができれば、それにこしたことはないわけですし、また地域の活性化にもつながるということでありまして。

そして、何よりも東海北陸自動車道と、今、伸長しております中部縦貫自動車道とが、今、油坂

の山の中を、見えませんが、かなり急ピッチに建設は進んでおるということで、ちょうど目に見えたところには何にも準備がなかったという形になるといけないということもあって、この調査には非常に期待をするところでありますので、よろしく検討をいただきたいというふうに思います。

それから、これは直接この物流拠点とは違いますけれども、防災という面から、地域の災害に強い、先ほども話がありましたが、安心安全のため、また北部エリアの一つの拠点ということもありますので、よろしく頼みたいということと、白鳥地域には、ちょっと地域が離れた石徹白地区というのがありますので、あそこはもしかしたら孤立する可能性があるというようなことでありますので、中部縦貫道が全通いたしますと、ちょうど朝日にインターができるということを聞いておりますので、西からの入り口というような形で、今の県道の中居神社朝日線の有効な利用ができるよう、このことについても進行していかなければならないというふうに思いますので、総体につきまして今後の思いを市長のほうから語っていただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、今回、令和2年度の予算案に提案をいたしました、この白鳥インターチェンジ周辺におきます防災物流拠点に関する調査につきましては、ただいま置田部長のほうから御説明をしたとおりでございます。

従来から白鳥インターチェンジというのは、大きな道路ネットワークの中では一つの結節点として、さまざまな可能性が言われてきたところではありますが、なかなか、その具体的な方策というのは必ずしも明らかではなかったわけでありまして、今回、特に防災物流というような観点から、特に調査をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

ただ、物流というのも非常に日進月歩なところがございまして、また物流というのは、例えば製造業にしてみますと、いろいろと製造システム、例えばジャスト・イン・タイムというような形で、必要な部品を必要なだけ各部品工場からそのアセンブリをする工場へ運ぶとかってというような形で物事がやられているというようなこともございました。そういう形で、物流とか例えば倉庫事業というようなもののあり方も、かなり変わってはきていたわけでございます。また、物流を担う例えば運転手さんの労働安全衛生というようなことも、また社会のいろんな変化の中で変わってきております。

そういういろんな要素がございまして、今回、私どもが考えておりますことが果たして実際の、現実のいろんな関連業界というようなものの需要、ニーズ、そういうものにマッチするのか、しないのかということもあろうかと思っております。そんなことを一つ一つ調査をしていきたいというふうに思っております。

また、最後のほうでお話ございました、白鳥に向けて、今、中部縦貫自動車道が福井のほうか

ら延びてきておりますが、そうした道路の整備とともに、郡上市においては石徹白地域というのが非常に交通条件の厳しいところではございますけれども、御指摘のあったような中居神社朝日線というようなところのやはり道路の条件、現在は、冬期は交通閉鎖というような形になっておりますが、地元の皆さんも大変要望の強いところでもございます。この辺についても、今後いろんな条件の中で、これはかなり事業費もかかる道路の改修だと思いますけれども、引き続きその可能性を探ってまいりたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） どうもありがとうございました。

市長も私どもも洗礼を受けるわけですので、今後とも体に留意して頑張っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に依りまして一般質問に入らせていただきますが、きょうは3・11、大震災から9年ということでありまして、いまだに帰還できない、また不自由な生活を強いられておみえになる被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げながら、一般質問のほうに移らせていただきます。

今回は2点、簡単に2行しか書いてありませんけれども、障がい者福祉マークの普及と啓発ということでありまして、ハート・プラスマークやヘルプマーク等、複数ある思いやりマークの市民への浸透はということで質問させていただきます。

先日、この地域の町内を歩いておりましたら、年寄りと言うと叱られますが、高齢の女性お二人が立ち話をしてみえまして、かばんにヘルプマークをつけておいででした。それで、話を伺いましたところ、前は、以前は全身体に障がいがあっても割と平気でおったけども、だんだん年が寄ってきたら前の病気が出て、なかなか思うようにいかんと、そうかといって顔を見とりやめそうなもんで、みんながまめそうでええなというようなことを言っていたけども、今、どこでどのような状況になるかわかんもんで、この間いただいたので、これをつけさせてもらっというお話でありました。そしたら、そこにちょうど立ち話と一緒にみえた方が「何やな、それ」ということで、このマークを知らなかったという事実があります。お二人で「おまはんはまめなで、こんなものは要らんやろうけども」というような話で、だんだんと、それから延々と話は続いたようで

すけれども。

このマークがそれほど知られておらんという事実から今回これを取り上げた後に、先日、回覧板でずっと回していただいて、今ちょうど地域の総会がありますので、行って、これを出して「これ知っとるかな」って聞くと、「ああ、回覧板で回ったで、知っとる。けども、本物を見たのは初めてや」というようなことで、これ、実は市民病院の売店でお借りをしてきました。自分がいただいたんではなしに、また後ほどお返ししますし、立ち話しとった人から借りてくると生活が不自由になりますので、今お借りをしてきたんですが。

これと同じようなもので、平成26年の9月議会でハート・プラスマークというのを取り上げたことがあります。一見しただけでは、外から見ただけではわからない内部障がいを持たれた方の日常生活における誤解等を防止して、そして必要な場合には手助けを受けられるような理解を求める、特定非営利団体の提唱によるハート・プラスマークでありますけれども、その普及と啓発をとということで質問を、郡上市でも取り上げたらどうやということで質問しましたが、当時の健康福祉部長から答弁いただきましたが、「内部障がいや内部疾患があっても外見からわからないため、公的交通機関や職場、学校、スーパー等で誤解を受けることがあり、御本人にとっては大変つらいことであると思います。ハート・プラスマークのデザインは無償で法人から提供していただけるので、市はカードを作成し、対象者の必要に応じて配布できるよう取り組んでいく。障がい者に関するマークを多くの市民に知らせるために、広報誌、ポスター、ケーブルテレビ等で普及啓発に努める」という答弁をいただいておりますが、この普及啓発に関してはどのような状態なのか。

また、先日、部長のほうから障がい者に関するマークということで、大変、10種類ですか、こういうものをいただきましたけれども、なかなか一見しただけではわかりが悪いこともありますので、主なマークについて御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、お答えをいたします。

きょう皆様のお手元に、こうしたマークの資料があると思います、障がい者に関するマークということで。この資料の「知って」と書いてあるほうが表面ですが、その裏面をごらんください。ちょうど裏面の右上ですね、ハート・プラスマークといったマークがあると思います。青地に赤いハートが入ったマークでございます。このハート・プラスマークは、特定非営利活動法人ハート・プラスの会が作成したもので、外見からはわかりにくい内臓障がいや内臓疾患をお持ちの方へ理解を深めることを目的に、つくられたマークでございます。

これは市役所の窓口で配布等はしておりません。今、前回の議会のほうで配布のほうを検討していくような回答はしておりますが、今現在でも市役所の窓口等では配布はしておりません。希望さ

れる方は、ハート・プラスの会のホームページからデータをダウンロードしていただきまして使っていただくことになります。

このマークの下にあります赤いマークですね、今、議員もお示しされたヘルプマークです。このヘルプマークは、もともと東京都福祉保健局で作成されたものであります。現在は岐阜県でも普及啓発を行っております。このマークは、障がいに限らず、外見からわからなくても援助や配慮が必要な方に、身につけることで周りの人にそれを知らせて、援助をしやすくするためにつくられたマークであります。例えば義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方などが対象になります。

ヘルプマークにつきましては、議員もお持ちでしたが、このようなストラップがついた形になっています。こういったものを市役所窓口で配布をしております。かばんの持ち手などにつけていただきまして、周りの方から見えやすいようにつけていただいて、使用していただくものとなっております。これは希望の方、社会福祉課もしくは各振興事務所の窓口でお渡しをしております、無料でございます。

配布実績ですが、令和2年1月末までに合計118個、配布しております。窓口配布のほかに、郡上市民病院では売店であったりとか、あと人工透析で通院している患者様へ御案内し配布をしております。また、身体障害者福祉協会郡上支部を通じまして会員の方へ70個ほど配布しているところでございます。

以上、そのような状況でございます。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。これを見てもらうと、最初、クローバーの身体障害者標識という、これ何を示すんやろうというような、車によくはってあるのは見かけるんですが、何なんやろうというようなことを思っておりましたけれども、こうしてマークに関する資料をいただければ、またこの辺に理解を深めていけたらなというふうに思います。

ちょっと話は外れるかもしれませんが、市内におけますホテルですとかレストラン——ホテルといっても宿泊所、またレストラン等において、そういうさまざまな障がいがある人への対応はいかになっているのか。毎年の郡上おどりのときでも、いつも車椅子で毎年来ていただく女性の方がみえますし、そして刈谷のハイウェイオアシスでも、いつも毎回来てみえる車椅子の方もあって、そこでリズムに合わせて体を動かして楽しんでおっていただく姿があるわけなんですけれども。

郡上市、やはり多くの観光客の中にはさまざまな障がいをお持ちの方がおいでいただいていると思います。この市内のサービス業、施設におけますサポートの現状はいかがなものなのか、駐車場には思いやりのスペース等があるのか、また施設にスロープ、そして盲導犬への対応はどうか、

手すりはどうなのか、その辺のことにつきまして、わかる範囲で結構でございますので、お知らせいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） いろいろ障がいをお持ちの方、お車も利用されるといったところもございまして、駐車場のことについて少し御説明をいたします。

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度といったものがございまして、岐阜県では令和元年10月より開始された制度であります。従来からあります車椅子利用者用区画に加えまして、プラスワン区画としまして、障がいをお持ちの方や要介護の高齢の方、けがをされている方、そういった歩行困難の方が利用できる駐車場を施設管理者の協力を得まして設置するものでございます。この駐車場を使う際には、申請に基づいておりますが、資料の2枚目にあります、ここに示してあります利用者証ですね、これ県から交付されるものなのですが、この利用者証を提示していただく必要があります。

利用者証の交付件数ですが、1月末現在では、岐阜県で全体です、2,144枚というふうになっております。また、おもいやり駐車場の区画登録数は令和2年の1月末の時点では、市内40施設で106区画、そのうち車椅子の利用者用が64区画、歩行困難者用が42区画というふうになっております。

先ほど、初めの質問のほうで周知方法というふうに議員おっしゃられた部分、ちょっと抜けましたが、周知方法としましては広報郡上——すみません、私の答弁で抜けましたが、広報郡上や市のホームページへ掲載をしております。あとチラシ、前回の広報のところでも回覧をいたしましたが、自治会への回覧であったりとか、あと関係機関でのポスターの掲示をしております。まだまだ市民の皆様に浸透しているというふうには言えない状況です。今後も普及活動には努めていきたいと思っております。

あと、ちょっとマークの話に戻るんですけど、障がい者に関するいろんなマークですが、ハート・プラスマークやヘルプマークのほかに、人工肛門とか、あと人工膀胱を保有の方が利用されるトイレを示しますオストメイトマークといったものもあります。それはこの資料の裏側の左の一番上のものがオストメイトのマークになりますが、こういった障がいのある方に配慮されたものを普及していかなければならないといったふうに考えておりますし、あと表面の左上にあります障がい者のための国際シンボルマーク、皆さん方、よく目にするものと、あと余り見ないもの、正確な意味はわからないけれど、マークがあるなといったものがあるかと思いますが、そういったもの、障がい福祉に関するマークについて、市民の皆様にさらに知っていただくように周知を行ってきたいというふうには考えております。

あと、盲導犬の御質問もいただきましたが、盲導犬につきましてもマークの中に、表面ですが、

補助犬マークといった左下のところにマークがございます。こういったものも、余り目につかないかもしれませんが、施設の入り口にこういったマークがはってあるときがあります。普通、飲食店とか、いろんなお店に犬を連れて入ることは、敬遠されたりとか困りますといったような状況があるときがございますが、飲食店でも施設でも、このマークがはってあったり、仮にはっていなくても盲導犬は連れて入っていいということは決まりでありますので、連れて入っていただいていいですし、このマークがはってある施設については、より理解のあるところといったところで御利用していただくものでございます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、私のほうから観光施設の関係について御説明のほうを申し上げます。

観光庁におきましては、ユニバーサルツーリズムを推進しておりますので、その中で高齢者や障がい者の方が安心して宿泊施設を利用されるためのバリアフリー情報の発信について推進をしているところであります。それにあわせまして、郡上市におきましても、郡上市観光連盟のホームページにおきまして車椅子対応の施設の情報については公開をしているところであります。民間も含めまして、全て、載っております施設におきましては134ございますけれども、その中で17の施設、約13%が車椅子の対応ということになっております。

ただ、今、議員がおっしゃられたような盲導犬等々のそういったきめ細やかな部分につきましては、このホームページのほうのアイコンのほうに載っていないもんですから、今後そういったことも丁寧に表示するようなことを少し検討しなきゃいけないかなということで、ちょっと思っておりますのでございます。

また、市の指定管理をしています観光施設33につきましての状況について説明のほうを申し上げますと、施設の分類としましては、道の駅7施設、温泉5施設、バンガローなどが5施設、案内所が2施設、保養施設5施設、その他の施設で、お城であったり、博物館、スポーツ施設、吠がありますが、そういったものが9施設ありまして、全部で33施設ありまして、その中で車椅子の専用駐車区画がある施設は14施設あります。全体の42.4%となります。

道の駅につきましては、全ての施設で完備をしているところでありますし、また先ほどの岐阜県で取り組んでみえますぎふ清流おもいやり駐車場利用制度の登録されている施設につきましては、道の駅におきましては、古今伝授の里やまと、そして白山文化の里長滝、それから大日岳、和良となっておりまして、観光施設以外では古今伝授の里フィールドミュージアムのほうが登録のほうをされておるところであります。

また、車椅子で利用できるトイレがある施設ですけれども、こちらのほうは21施設で63.6%、入

場通路ですけれども、そちらのほうが車椅子で移動しやすくスロープなどがある施設が22施設で66.7%となっており、多目的トイレのある施設の多くはトイレまでは動線をスロープ等で確保している状況であります。また、利用者の方が車椅子をお貸しして利用できる施設につきましては、13施設ありまして、約39.4%となっております。

また、施設のスタッフによって、その障がいのある方の移動等の人的支援、サポートですが、している施設は25施設で、全体の75.8%となっております。ただ、常駐スタッフがみえない施設であったり、スタッフが1人しかいなくて、入場管理をしていたりしますと、そういった対応が困難です。ので、大半の施設では、困っている人を見れば人的支援をしているという状況であります。

今後も、こういったハート・プラスマークあるいはヘルプマーク等の思いやりマークについて認識を深めまして、おもてなしの心を持ちまして丁寧に対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） より一層思いやりの心を広めていくという商工観光部長の御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これまでは今の点につきましては、どちらかといえば、障がい者、障がいのある方が受ける立場での質問をいたしましたけれども、ちょっと目先を変えまして、今回の一般質問の中でも、5番議員の住みよさランキング全国まだ中で、郡上が上位、より上位になるにはというような、するにはというような御質問もございましたし、昨日の観光立市の質問でも、他と違った取り組みをというような話もされておりましたが、都会ではバスや電車で、どちらかといえば、座席の譲り合いより奪い合いのような報道もあるというようなことがよくインターネット等で出てきておりますが、サポートの必要な人がつらい立場に立たされておることがある中で、妊婦さんなど外見ではわからないサポートの必要な人に対して、逆に今度は「席譲りますよ。声かけてください」という小さなマークを、キーホルダーのようなものをつけてみえる方があります。

また、こういうキーホルダーになっておって、これはちょっと字が見えにくいので大きく拡大しましたけれども、「お手伝い必要ですか。声かけてください」という、これ実際にはちょっと自分でこのストラップつくったんですが、きのう帰って、100均で帰ってきて、こういうようなもので何かサポートの必要な方が気軽に声をかけてお手伝いをしてもらえると、そんな活動が今大きく動き出しておるようなところであります。

ここで質問でなくて提案でありますけれども、郡上市独自のこういうサポートのマークをつくり、賛同者を募って、市民がそういう行動をする、いつでもサポートできるような態勢に持っていく、そして地域の福祉力の向上につなげられたらなというふうなことを思っておりますけれども、担当

部として新年度でこんなことに取り組むつもりはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 大変いい御提案をしていただいたなというふうに思っております。支援を受けたい側だけのマークであったりといったところが多い状況ではありますので、支援ができますよといったところを表示するといった発想も、なかなか今までは考えられなかったことなんです、大変いい案であるなというふうに思います。できましたら郡上市独自の何かマークを考えて、そういったものをつくれればいいかなというふうに思いますので、また担当課とともに検討をしてみたいです。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 郡上市独特で、良良ちゃんサポートハートマークなんていうものができて、皆さんこれをつけて、まちの中におっていただいたらいいのかなというふうに思っておりますが、市長、全然通告もなしに質問するんですけども。

市長、以前に重伝建の事業について質問をしたところ、重伝建の事業は別に観光のためにやるんじゃないと、そこに住んでいる人が喜んで生活できるまち、そんなまちを他所から楽しんで見に来てくれるというような答弁をいただいた記憶がありまして、自分の報告書にそんなことを書いた覚えがあるんですけども。内部障がい者や難病の方々などサポートの必要な人、郡上では、公共の乗り物の中でのサポートよりも、ふだんの生活、また行楽シーズンの屋外や、そして踊り会場などでの、住民にも、また観光で訪れている人にも優しい思いやりのある、そこに住む人の心・姿が生活の中にあらわれてくるまちというような点で、思いやりから、福祉の面から観光立市をつくり上げたらというようなことを考えたところでございますけれども、市長、突然でまことに恐縮ですが、お考えがございましたら御答弁がいただきたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 重伝建整備の目的について、大分前のことですので、申し上げた私自身がちょっと定かには覚えておりませんが、ただ基本的な考え方としては、単に郡上八幡、町並みというのは一つの観光の重要な資源であるということで、観光の目的のみにやっているわけではないということは申し上げたかと思います。これはやはり今、ああいう古い町並みを構成するうちを守って、そして、そこに住んでいてくださる方々、なかなか、いろいろ生活の不便もあるかもしれませんが、そういうことも含めて、できるだけ住んでおられる方の居住の条件も改善をする、あるいは外見上も町並みとして整備をするというようなことであろうかと思いますが、そうしたことと、それから、ただ全く観光的な資源といいますか、そういうまちおこしの意味を私はないとは申し上げておりません。できればやはり使っていただければと、そういう面の活用もできればというふうに思っ

おります。

私、そういう感を強くしましたのは、友好交流を進めております兵庫県の現在は丹波篠山市になった市でございますが、あそこには重伝建地区が2つございまして、そして行ってみますと、いろいろ景観等を整備したところがかなりいろんな方がお住まいになっていて、また非常に風情のある、何といたしますか、いろんなお店が並んでいるというようなことを見まして、教育委員会にも、ぜひ重伝建整備の担当の部局にも丹波篠山市のほうへも行って、そういう活用の仕方というものも考えてくれということは、課題として申し上げているところでございます。

それはそれとして、ただいまお話がございました、この八幡のまちでもそうですし、私どもは観光立市郡上というふうに申し上げている中には、やはりせっかく訪れてくださった方々に、このまちは外から来た人に対する心遣い、おもてなしがやはり行き届いているなというふうに感じてもらえるということは、非常に大切なことだというふうに思います。それは例えば一つ一つの個店、個々のお店にしても、例えばいろんなシーズンにもよりますけれども、例えばちょっと腰をおろして休んでくださいというような、腰かけて休めるような台をお店先に置いて、どうぞ御自由に座って休んでくださいと、郡上弁で休んでおくれというようなことでもいいと思うんですが、そんなような心遣いをするとか、そういうことはやはり非常に大切だと思いますので、またいろいろとお考えをいただければというふうに思っております。

また、公的な施設としては、今、旧庁舎記念館であるとか、そして、ただいま整備をいたしました町屋敷越前屋、あるいは今進めておりますまちなみ交流館、こうしたところにもちょっと来ていただいて、まち歩き、ちょっと疲れたなという形であれば、休息してもらえるようなスペースというものも、今、考えておりますので、そういうやはり地域を挙げて外から来てくださった方に対して心遣いの行き届いたまちというふうにしていきたいというふうに思っています。そういうことの一環として、2年度ほど前だったかと思いますが、まちの中にベンチを置くという事業もやらせていただきましたけども、ただいま御指摘があったようなことを、これからも心遣いをみんなですていきたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 突然の質問で、まことにすみませんでしたけれども、またよろしく願いをしたいと思います。

時間がございませんので、もう一つの廃棄物安定型処分場についてということで御質問をさせていただきますが、多分、再質問まではできかなというふうに思いますが。

八幡町市島の井荻地区にあります埋立最終処分場、これは八幡町の総合計画の位置づけでもありまして、合併前からいろいろ整地等の事業を、建設が始まりました。平成17年1月から搬入が開始

されまして、埋め立て面積7,600平方メートル、埋め立て容積1万2,700立方メートル、搬入品目はコンクリート、ブロック、モルタル、はつりくず、そして陶器、れんが、タイル、瓦、壁土、石膏でも石膏ボードのほうは持ち込めませんが、石膏など、環境悪化や環境汚染の原因とならないものを、個人、家庭からの工事が出る廃棄物を搬入できると、それも管理者の指導のもとで搬入することができるとして、運用期間が15年、ちょうど平成31年12月ということで、昨年の12月までの運用ということで、その当時は決まっておりました。

ちょうどあのころは八幡町も下水道工事の家庭へのつなぎ込みが始まった——始まるときでございまして、それを見越しての計画でもありましたけれども、その埋立地につきましては、現在どのような状況まで埋め立てが進んでいるのか、現在はその計画等もどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えいたします。

八幡の市島の埋立場につきましては、安定型処分場として、今、議員申されたとおり、コンクリートがら、陶器類等の一般廃棄物を受け入れまして、郡上市の最終処分場の管理に関する規則により管理運営を行っております。

平成30年度までの受け入れ状況でございますが、累計で4,090立米の受け入れとなっております。今後の受け入れ可能量につきましては8,610立米で、今後、約28年間の受け入れが可能となる計算です。

また、水質等につきましては、水質汚濁防止法等に基づきまして、地下水の調査を2カ所設けまして、モニタリング井戸を使いまして定期的に実施し、常時監視を行っており、いずれも環境基準内の値となっております。

埋立場の計画期間につきましては、議員今言われましたとおり、15年がたちまして、昨年の12月までに15年となりましたので、地元の協議会及び自治会と協議し、10年間の期間延長を行いました。

なお、運用後の跡地利用につきましては、有効活用ができるよう地元自治会等と協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 地元ときちんと協議をされたということで、大変いいかと思いますが、書類でのやりとりはされているのか、ただ口頭だけなのか、その点について。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 口頭での協議を行いまして、県の関係機関に問い合わせしましたところ、地元の協議等でよろしいということでしたので、そのようにやっております。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） そのようなことで、地元も了解の上なら結構なんですけれども、その建設当時の地元の要望、多分、水路の水とか何かいろいろと要望があったかと思えますし、そして次々、次々といいですか、定期的に水質検査等、検査結果を地元へ報告してみえるのかどうか、「以前はしてきておったけれども」なんていう話も聞いてはおるんですが、その点についてはいかがなのか、もしそういう点が落ちておったら、早急に進めていただくべきかと思いますが。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 当時、建設当時、要望がございました事項に関しましては、全てクリアをしまして、やっておりますし、水質検査等につきましても、年1回、文書をもって報告させていただいておりますので、よろしくお願いします。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） そのように部長が申されるなら、いいですけども、きちんとお願いします。行政がいろんな事業をやって、うやむやに、なし崩し的に継続していくというのが一番これは市民からも批判を受けるものとなると思いますので、どうかそういうことのないように、きちんと進めていっていただきたいと思ひまして、そんなことをお願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時05分とします。

(午前10時53分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎発言の訂正

○議長（兼山悌孝君） 公室付部長からちょっと訂正の注文がきておりましたので、許可します。

置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） すみません。先ほど美谷添生議員の空き家対策の御質問の中で、和良おこし協議会の家賃収入でございますが、私は420万円というふうにお答えをしておりましたが、正確には290万円ということでございましたので、訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、改めまして17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ただいま議長から御指名と御許可をいただきました。17番 清水であります。

まずはきょう、あすはまだ、あさって最終議会がございますけども、一般質問としては本日が最後であります。最終質問者のたすきがほしかったんですけども、この一般質問にゴールはないと、永遠に続く道だということで今回の、当初からわかっておれば質問の内容もそれなりにレイアウトしたんですけども、出しておりますので、それに沿って行いたいと思います。

なお、今回は特に一部県内の市町村議会ではコロナ対策のこともあつて、委員会とか、一般質問を中止あるいは規制をするというふうなことを余儀なくされておりますけれども、郡上市議会におきましては、市議会と市長以下執行部、幹部の皆さんの御理解が得られまして、ここに滞りなく私を最後として一般質問が行えますことについて、感謝を申し上げます。

余談になりますけども、この春は小中学校の卒業式もそういう事態でございますので、いつもですと児童生徒の涙に接することがあるんですけども、きょうはそんなことも思いながら、至って気弱な私でございますので涙しないように心得ながら質問を続けたいというふうに思います。

今回も、また多くの4項目について質問をさせていただきますが、質問は短く、答弁は中身のあつたものをということを期待しながら、質問にただいまから入らせていただきます。ちょっと前段が長くなりましたが、御理解をいただきたいというふうに思います。

4つ目の1つ目は、暖冬無雪と新型コロナウイルス被害と対策というテーマでございますが、雪不足につきましては昨日6番議員の田中議員のほうから経済に与える、地域に与える影響と対策というふうなことで質問がありましたので、かなりかぶっておりますので、執行部のほうで答弁が残ってありましたら、それを伺えればいかなというように感じでございます。

まず、ことしは暖冬で雪不足というよりも、もう雪がないという状況でかつてのない、歴史的にもないような状況ですが、市内の冬季観光関連産業ということで、多くは主にはスキー場あるいは宿泊関係者、またさらには除雪を予定していた業者の方々、そしてそれに携わる雇用にかかわる方々等につきましては実情と市の対策があれば、それぞれの関係部長からお伺いしたいと思います。

また、2番目には先ほども言いましたように新型コロナウイルス対策、執行部のほうでも対策本部を立ち上げたりして、感染予防について取り組んでいただいておりますが、そういった中で特に観光面での影響等はどうか、その辺のところが伺いながら最後に総括を副市長のほうで賜ればというふうに思いますので、まず第一点目よりしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、私のほうからは除雪関係の業務の関係の答弁をさせていただきますけども、昨日、議員がおっしゃられたように田中議員の御質問のほうでもお答えをしておりますので、そちらのほうはある程度簡略化させて御説明をさせていただきます。

今シーズンの除雪作業の稼働時間関係ですけども、昨日御説明させていただいたように、ことしはかなり除雪の作業時間としては少なくなっておるという状況でございます。

そうした中で、小規模受託事業者については、例えばオペレーターが一人しか見えないような事業者でみますと、市内の委託業者は全部94の業者がございしますが、その中で11の事業者がそうしたオペレーターお一人でやっていただいておりますという事業者でございます。そういう方々の作業量としましては、延長にしますと1キロから10キロ程度の延長の道路を受け持っていただいております。今後、作業の受託がないということになりますと、除雪体制の維持の面からも大変危惧される状況にあるかなというふうに思います。

そうした中で、受託事業者への支援ということで、昨日も御説明しましたが、年度当初から検討を進めてまいりまして、県が行っているような制度を参考にさせていただいて、固定費として機械管理費を支払う仕組みを今年度から新たに開始したものでございます。試運転費については、これまで同様お支払いをするところでございます、そうした中で固定費と試運転費を合わせての補填という形式をとらせていただいております。

県内では、昨日も申し上げましたとおり、シーズン当初から固定費を支払う方法をとっておられる自治体もございしますが、まず郡上市としましては、今年度の固定費による機械経費にかかる補填、こうしたものを採用するということにいたしましたものでございます。また、引き続き今後につきましても、市が所有する除雪機械の増強を計画的に進めるとともに、県の動向、他に自治体の対応事例等を参考にしまして、除雪体制を維持していくということに努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、私のほうからは雪不足の関係と、それに続きまして新型コロナウイルスの状況につきまして、経済に与える状況につきまして説明のほうを申し上げます。

スキー場の関係につきましては、昨日も行っておりますので簡潔に行いたいと思います。

スキー場の入込客数におきましては、3月8日現在、全体で93万412人ということで、対前年比で88.3%と下回っておりますし、また2月末までの高鷲地域での宿泊施設の売り上げは約2割ほどの減というふうに聞いています。また、このほか雪不足が郡上に与える影響といたしましては、今現在スキー場におきましては人材派遣会社のほうに、有効求人倍率の高いところからお願いをして

おるわけですが、そういった方に関しては会社の契約になりますので、12月中につきましてはそういった方に主に出てくださいまして、そしてコース全体に雪ができるまでは、要はリフトのほうも運行する場所が限られておりましたもので、それまでは地元の既設雇用社員につきましては我慢していただいたということもありますので、そういった意味では派遣会社のほうについては支障なかったかもしれませんが、地元の方に対しては大変そういったダメージがあったというふうに理解をしております。

また、新型コロナ関係になりますけれども、中国武漢市で発生した新型コロナウイルスの影響は1月下旬の中国等の春節連休から見られまして、このころは例年の3分の1程度に外国人の団体観光客のほうが増減しておりました。また、2月になりまして、外国人ツアー参加者のキャンセルが目に見えてふえ始めました。特に、2月14日に台湾政府が日本渡航に警戒レベル1の注意情報を発令したことによりまして、この日以降はもう続々とキャンセルが発生いたしまして、例えば2月の郡上八幡博覧館のツアーキャンセルの状況ですけども、23団体、600名ということで、郡上八幡の町から中国はもとより台湾、香港等の外国人の姿を見かけなくなった状況でございます。

この冬ですが、八幡の町は雪の心配もなく、日本人の若い世代や家族連れの方々が町並みに、郡上八幡の町並みを訪れて、外国人団体観光客が訪れなかった施設は2月中は影響は少なかったようです。こちらのほうは郡上八幡城の1月、2月の入込客数のほうが8,285人と対前年比で128%ふえたということでもうかがえるところでもありますけれども、しかし3月に入りまして全国の学校への代休やイベントの自粛要請が政府からありまして、宿泊施設、飲食店、団体行動のほとんどがキャンセルが発生しており、団体対応可能な大型施設を中心に保養関係も含め多大な影響が出ております。

3月10日現在、郡上市観光連盟が調査のほうを行いました。宿泊施設、88施設中46、52%の回答がありましたが、新型コロナウイルスによる宿泊キャンセルはおおむね4,600人で150団体であります。宿泊施設以外のスキー場であったり、飲食店、交通機関等の54施設におきましては31、57%の回答があり、キャンセルはおおむね3万3,000人で530団体がキャンセルされたという状況となっております。

また、施設によってはイベント自粛要請期間にあわせて臨時休業や営業時間の短縮を図っているところもあります。そういったそれらの条件によりまして、雇用期間の短縮であったり、パート、アルバイトの削減を行った事業者の回答もあり、全体の報告のあった中では3割ほど占めておりましたので、そういったふうな大変大きなダメージを受けた状況でありますので報告させていただきます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、新型コロナウイルスに対します最新の情報ということでお話しします。

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策の第2弾が昨日発表されました。国内感染拡大を防止するために、財政措置と金融措置が打ち出されまして、今後は感染状況とともに地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策を講じるというふうにされています。

その4つのポイントは、1つは感染拡大防止策と医療提供体制の整備といったところで、検査体制の強化、PCR検査を保険適用にすること、あと医療提供体制については感染症指定病院から一般病院の診療や入院対応の拡大が順次行われていくといったところです。検査については、保健所へ相談し指示を受けることは変わりはありません。

2つ目は、学校の休校で生じます課題への対応ですが、保護者の休暇取得の支援で正規あと非正規問わず、フリーランスのような方も含めまして事業者に対して助成金の制度の創設がされます。放課後児童クラブの運営費につきましても、追加経費を国費で支援していくといったところも出ております。

3つ目には、事業活動の縮小や雇用の対応ということで、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度の創設であったり、中小企業、小規模企業に対して無利子、無担保の融資といったところが出ております。

4つ目には、事態の変化に即した緊急措置としまして、新たな法的整備としまして新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用するということを3月10日に閣議決定いたしました。これは、緊急事態宣言を可能としまして、区域を指定し外出自粛規制等行えるものでございまして、期間は2年といったところになっております。

昨日、新型コロナウイルスの拡大防止策を検討します政府の専門家会議の発表ですが、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度は持ちこたえているが警戒を緩めることはできないと、新しい見解を発表したところでございます。イベント等につきましても、19日まで10日延長して自粛要請をされているところであります。北海道や愛知、大阪でクラスター感染、いわゆる小集団の感染についてですが、閉鎖的な空間であったり、人が密集している、近い距離での会話といった条件がそろると多くの人に感染してしまうといったことがありますので、そういった場所に行くのを避けることも求めています。

世界の状況ですが、中国の感染者は8万人を超えております。次いで韓国、イタリアが7,000人台というふうになっております。日本はクルーズ船と合わせまして1,276人の感染者、死亡者は19人といった状況で、県内別の状況では北海道が111人と一番多いです。次いで愛知県の99人、東京の64人、大阪の73人というふうになっています。名古屋市では高齢者施設の感染者が相次いでおりまして、岐阜県の施設についても家族の面会や立ち入り宣言をするというところが多くござい

て、緊張を強いられているところでございます。保育士の感染も報告されておりまして、これは他県でございますが、児童福祉施設関係でも感染防止の対策に急を要するところというようになっております。

岐阜県内では、2月26日に初の感染者があったことは御存じと思いますが、市では2月28日に郡上市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、当日に第1回目の会議を開催しております。3月4日には2回目の会議の開催、あすには県の市町村対策本部会議が開かれますし、それを受けまして市でもあす第3回目の会議を予定しております。そういったところで会議を開催し、感染拡大対策について関係部局で情報共有、協議を行っていきます。

また、小中学校の休校に伴います放課後児童クラブの利用状況ですが、休校前とは大きく変わりはなく、市全体で1日120人程度になっております。新規の御利用があったのは、3月4日の5人、3月6日の1人といったような状況が近々でございます。

また、県としまして感染防止に向けまして、拡大防止に向けましてオール岐阜といった体制の中で取り組むために、医療費体制の整備、経済的な支援など具体的な行動を示す県の策定しました新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプラン、それを受けまして市と県の総合連絡窓口を設置いたしました。それとともに、県と連携して迅速な取り組みを行っていくために、市の対策本部内に感染症対策ワーキンググループと、地域経済対策ワーキンググループの2つのグループを設置し、対策を進める体制としております。会議も開催しつつあります。

市民への感染予防の情報発信としましては、市のホームページ緊急情報、重要情報としてコロナウイルス関連情報のバナーを作成しておりますし、音声告知やケーブルテレビの番組も司会の協力のもと作成しまして、今現在放映をしております。ちょうど、この午前中終わりましたら、12時から放映はありますので、どうぞご覧ください。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、私のほうから総括的にお答えをしたいと思います。

先ほど各部長のほうから答弁がありましたけれども、ワーキンググループを2つ、感染症の対策とそれから経済対策、この2つのワーキンググループをつくって、既に今活動を進めております。できるだけ早くやること、それから市民含めて事業者の立場に立つこと、それから先を見通すこと、この3つを大事な考え方として進めておりますが、感染症につきましては今部長のほうからお答えをしましたので、特に経済対策についてお答えをしたいというふうに思います。

短期的なものと、それから中期的なものと、長期的なものと3つに分けて対策を講じていきたいと。短期的なものとしては、ほぼ3月いっぱいに進める。それから中期的なものにつきましては、4月あるいは5月半ばになるのか、末になるかわかりませんが、進行に応じて対策を講じてい

きたいと思いますが、長期的なものにつきましては5月の連休以降どうするかといったこと、これはもう恐らくこの先1年、あるいは2年、もっと先になるかもしれませんが、短期、中期、長期に分けてそれぞれ必要な対策を講じていきたいというふうに思っております。

その中で、現在の段階でワーキンググループの中で、ほぼ結論を得ているものとしては夕ほど、どれだけの被害があるかということに報告がありましたので、例えば、観光関連の産業、これは交通事業者も含めてですけども、キャンセル等の損害が非常に多く出ておりますので、こうしたことについては、できるだけ早い時期に、当面の経営、あるいは運営のための資金を無利子・無担保という形で対応することができないかということで、今、進めております。このことにつきましては、電話で御相談をいただければ、こういうふうな方向を思っていますということをお答えができるようにしております。

それから、製造業あるいは建設業につきましては、資材の納入、あるいは受注の停止というものが起こっておりますので、こうしたことについては、工期の延長であったり設計の変更、こうしたことで対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、農業につきましては、長期化する場合だと労働力の不足ということが考えられておりますので、こうしたことについてもどういう対応策があるか、今これは検討をしております。

そして、この先、ひょっとすると小売店舗への影響というものも考えられますので、そういったことについて、今後検討を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、当面の運転資金の確保という点と、それから数カ月を見通した資金需要にどうやって応じていくかということについて、それから、今後、特に観光面については、観光需要を喚起すると言いますか、そういう意味合いも考えながら、宿泊や観光施設の利用のクーポンを発行するといったことについても、今、検討を進めております。こうしたことを進めていくに当たっては、商工会、それから観光連盟、あるいは各地域の観光協会と緊密な連携を保っていきたいというふうに思っておりますし、さらに国や県の情報というのがかなり早い時期に出ておりますので、そういったものとの関連を十分重視しながら、市でできることについては、できるだけ早い時期に対応すると、こういうふうに思いますので、とりあえずは商工会の窓口を効果的に御活用いただければ、常に商工課と商工会が連携をとっておりますので、そういった対応の仕方で何とかこの時期をしのいでいきたいというふうに思っております。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。暖冬のこともそうですが、特に新型コロナウイルス被害につきましては、まだ終着点が見えていないという中で、どんなこれから展開になるのか

ということもありますので、市としても、やっぱり国も手は打ってくるような今感じですけども、市としても万全の体制で、ちょっと聞くとところによりますと、やはり宿泊関係の方では、もうこれを機に廃業やなあとかいうような、申し込みもことし宿泊もないしてなことも言ってみられるというようなこともちょっと声に聞きましたが、やっぱりそこで今郡上市、観光立市郡上をやっぱり立ち上げている中で、やっぱり特に雪の場合には、これだけ暖冬とそれから雪不足ということになると、スキー場あたりでもやはりワンシーズンではなく、オールシーズンのやっぱり四季型観光へ移行していくという部分でのやっぱり戦略の見直しも当然されていくだろうと思いますし、そういう状況になるのかなあということも含めながら、さらなる今後の郡上市の取り組みに期待をしたいというふうに思います。

特に、郡上版のDMOが起動してくれば、通年を通したやはりお客さんを得ていくということも可能ではないかなというふうに思っておりますので、さらなる引き続いて対策をお願いしたいというふうに思います。

4つ出しておりましたけど、多分4つはできないというふうに思います。大事な新型コロナウイルスのこともありましたので、きょうは焦点はこれにいくのかなというふうに思いましたが、残された課題については、もうきょうは最終日ですので、これ以上質問はできませんが、また次回に何とか機会を得られるように、奮進努力をしながらそれを送りたいと思いますが、1番の暖冬対策と新型コロナウイルス対策につきましては、以上、了解をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2番目の中山間地域等直接支払制度（第5期）の活用についてをお願いしたいと思います。

令和2年から、第5期対策が開始されるということで、ぜひこれもまた引き続いて郡上市の農家の振興という農業振興という見地からも、ぜひ進めていただくようお願いをしたいと思います。この制度につきまして、第4期までにまだ活用されていない地域も若干あるというふうに聞いております。そういったところでは、用水路の補修であるとか、そういったことが今後必要になってくるということで、なかなか機運が出てこない部分、後継者もいなくて、農業後継者がいないで、田んぼに余り関心はないわというふうなこともあろうかと思いますが、この第5期対策では何とかそういったところも救っていただきながら、ぜひこの5期対策をしっかりとこの郡上の中で、国の制度でもありますので、位置づけできるように御検討いただきたいということと、思いをお伺いしたいと思います。

特に、活用されていない地域のお話を聞きますと、制度の書類手続が複雑、煩雑で、なかなか素人の農家ではできんわいというふうな声も聞いて、やりたいけどなかなかできないということもあろうかということが伺っておりますので、こういった意味で多面的なほうも同じだというふうに思いますけれども、そういったほうの将来性、どんなふうに取り組むかという人材育成も含め

て、担当部長のほうから御指導いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 失礼します。それでは、端的に、まず中山間の4期の状況を述べて、その後の5期の取り組み対策を述べたいと思います。

中山間、今年度が最終で、4期の最終として協定数が170、面積が約1,207ヘクタール、交付金が1億4,890万9,000円と非常にこの地域にとっては大きな事業であります。郡上市としては、引き続きこの事業、5期が始まりますが、引き続き同じように推進をしていきたいと思っております。

特に、取り組み対策としては、何よりも早期の事業周知ということで、今年度1月から2月にかけて、各振興事務所単位、7地域での説明会を開催しておりますし、また、今度、広報4月号にも掲載しますが、改めて4月の20日以降で各振興事務所単位での再度説明会を行って、まずは制度周知に努めたいということです。

あと、5期対策については、いわゆる制度改正の中で、少し皆さんが取り組みやすくなっている部分がありますので、その中で大きなことは、一つは遡及変換措置が緩和されたと。今までは、協定全体の中で1筆だけでも転用等がされると、過去にさかのぼって協定の交付金全体を返すところが、5期からはその転用された1筆のみの交付金だけの返還になるということになりますので、これは非常に取り組みやすくなったなと思います。

また、いろんな加算措置がありますが、新設された加算措置の中では、集落機能加算という地目にかかわらず1反当たり3,000円加算されるものがあります。これは、いわゆる営農活動だけではなくて、集落のいわゆる自治活動の強化、例えば高齢者がいるので高齢者の見守りをしたいとか、送迎をしたいとか、買い物支援をしたいとか、そういった営農以外の活動もこの集落機能加算の中で交付されることになりまして、あと、先ほどおっしゃられた、いわゆる事務の煩雑であったり高齢化というところの課題がありますので、これはことし、4期も行われていますが、広域連携加算というのを一つは進めていきたいということです。ポイントでいうと、ちょっと説明しましたが、3期から4期のときは中山間に多面的を重ねる形で、地区でたくさん交付金を与えて使っていたということです。次のポイントは、いわゆる広域化。隣の集落と連携をしながら事業を進めていただければという思いをしています。例えば、結果、投入することによって、AB集落で一緒になってやって、中山間の場合はこういった連携をすれば田畑、地目にかかわらず1反当たり3,000円出ますし、多面的と中山間のそれぞれ事務担当が分かれる形でやっていけば、よりやりやすい形ができるんじゃないかというふうには考えておりますので、この辺をしっかりと制度周知の中で要件も緩和され、有利な制度になったことはPRしながら、また煩雑な事務処理については、従来からも行っておりますが、国に対して様式の緩和ということは引き続き述べながら、中山間5期の取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。第5期はもっと使いやすくなるというお話を聞きましたんで、それこそ今までやっていないところも何とかやれるように、本所のほうからも、あるいはまた振興事務所のほうからもアドバイスを地域のほうへしていただいて、特に中山間地域総合整備事業等で地元負担も5%というような状況で市のほうも考えておっていただきますが、さらにこれを進めていくためには、やっぱりこういった制度を大いに活用していけると、今やっておかないと、もう老朽化して将来本当に農業地番が使えなくなるということがやっぱりないようにしていきたいなという思いもあると思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、3番目の郡上市職員の女性幹部登用状況と目標はということで、これは新聞記事からちょっと感じ取ったんですけど、県内の市町村職員の市職員の女性幹部率、これは4%、市がです。それで町村7.2%というようなことが、昨年の7月から10月に県内市町村と教育委員会を対象にアンケート調査をされて発表があったというふうでございましたが、郡上市の状況と取り組みの状況と、これはやっぱり病院を持っているとか福祉施設を持っているとか、いろんなことの条件の差はありますので一概に数字だけを捉えて申し上げることはできないと思いますが、今までも進めとっていただくとありますが、今の状況と今後の目標といたしますか、どんなふうに構築をしていきたいかということをもまずは部長さんにお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

一部の新聞で報道されております女性幹部職員の割合は、県内の各市町村の一般行政職の職員のうち、給料表の最高の級、郡上市でいいますと6級で部長級になりますが、その級に何人の女性職員が登用されているかについて、県春闘共闘会が独自に調査されたものでございます。

その調査をもとに、女性の数を割合であらわした場合、県内の市の1位は、報道のとおり美濃市で22.2%で、9人中2人の女性職員となっております。郡上市では6.7%、見ていただいたとおり15人中1人でございまして、21市中では6番目となっております。なお、県21市のうち11市は最高の級に女性職員の登用がないという報道でございました。

しかし、この調査の分析で少し気になる点がございまして、職員数が167人と少ない市の最高の級に格付されている職員が9人という市もあります。5.4%になります。それに対し職員が1,029人もいるそういった市でおきまして、最高の級に格付されている職員はわずか16人で1.6%でありまして、単に給料表の最高の級において何人女性職員が何%登用されているかという比較によって、女性幹部職員の登用が多い、あるいは少ないといった判断ができるものなのかという感じがしてい

るところでございます。

一般的には、職員の登用状況につきましては、給料表の最高級だけではなくて、管理職員に占める割合というものが指標になっておりまして、平成27年に政府が閣議決定した第4次男女共同参画基本計画においては、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合の成果目標としましては、令和2年度末までに本庁課長相当職の割合を20%とするということが目標とされております。

本市の女性活躍推進の取り組みとしましては、28年に策定しました女性活躍推進法に基づく郡上市特定事業主行動計画というものに基づきまして、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するために、こういった管理職に占める女性の割合であるとか、男性の配偶者出産休暇等の取得率、また定時退庁をする職員の割合といった3つの目標を掲げておりまして、そのうち管理職員に占める女性の割合については20%、市も20%以上とすることを目標としております。今年度はおおむね目標達成はしておりますが、現在の女性職員の割合から見ますと、今後も継続してこの目標を達成していくことは困難でないかというふうに考えております。

本市の全管理職に占める女性の割合は、このようにおおむね目標を達成していると言いましたが、実数としては19.5%で、県内では4位と高い順位ではあります。ただし、女性職員、女性管理職員が多い市立病院がございますので、こういったことから女性管理職が高いという要因でもあります。これを一般行政職の管理職員に占める女性の割合で見ますと、8.3%と県内では13位になってきますので、まだまだ男女共同参画社会、女性活躍社会の実現に向けたより一層の取り組みが必要であるというふうに考えております。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。数値だけでものは見れないというふうなこの意味も承知させていただきました。郡上市として、その取り組みにつきまして市長として、市役所がこういうことをやることによって、民間のレベルも上がっていくのかなあということを思いますが、市長についてのお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま市長公室長が申し上げたような状況であります。私も郡上市の職員の皆さんと一緒に仕事をさせていただいて感じておりますことは、非常に女性の職員、頑張ってくれている、そしてまた資質、能力の高い人が多いというふうに思っております。また、最近、私自身は直接タッチをしておりますが、新規の採用職員の試験、面接等においても、非常に女性の職員となられる方々がしっかりしておるというような話も聞いております。

そういうことで、将来を非常に楽しみにしております。ぜひ、意欲ある女性の皆さんがこの郡上

市の組織の中で生き生きと活躍していただけるように配慮をしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、一挙に管理職になるというわけにはいかないので、やはりそれぞれ次の段階を目指す職員の皆さんに、そういう次のところへ行けるようなといいますか、チャレンジできるような仕事を次々とやはり経験をしていただき、能力を養っていただければというふうに思っております。そして、そういうふうにすることが、ただいまお話がございましたが、郡上市役所がやはり女性の活躍できる職場にするということが、一つの模範となって、郡上市全体のいろんな分野において女性が活躍できる社会になっていければというふうに思っておりますので、そういう面をできる限りリードできるような職場をつくっていききたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございます。これにかかわって、過日、1番議員の三島議員からも働き方改革等で提案がございましたけど、女性女性と言いましたけど、男性議員はうなだれんように、ここで、男性自身はもちろん頑張っていたきたいと思いますし、女性も対等にやっぱり今も頑張っておっていただけるんで、そういう郡上市の姿がやっぱり一番市民にとっては頼もしいと思いますし、また期待される職員かなあというふうなことも思っております。男女に関係なく、このことは才能が力いっぱい発揮できる郡上市の職員であってほしいなということは言うまでもございませんけども、さらなる皆様方の御精励を期待したいというところでございます。今後ともよろしく願いをしたいと思います。

残された時間は30秒ではとても4番の質問には入れませんので、今回、残念ながら涙を飲んで4番の質問はとり行わないということにいたしました。でき得るならば、次のチャンスがあればというふうなことを思っておりますけれども、これをもちまして、最後の質問を終わることにさせていただきます。市長以下、幹部の皆さん、本当にありがとうございました。御苦労さまでした。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時47分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江

